

陳情書

2023年2月7日

立川市議会議長 殿

弁護士費用3億5000万円の発生を回避する措置を求める陳情

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3

立憲共和党代表 角田 統領

第1 陳情の趣旨

弁護士費用3億5000万円の発生を回避する措置を求める。第3の「3」と「4」の内容を

第2 陳情の原因 延用する。

2013年(平成25年)に、神奈川県を当事者とする、訴訟物の額約20億円の訴訟事件が発生し、神奈川県は、弁護士費用3億5000万円を支出した。

第3 陳情の理由

1 ブログ【オンブズ大統領】(230124 弁護士費用3億5000万円支払の違法性について)は、弁護士法第3条及び地方自治法第153条及び「顧問弁護士に関する要綱」の「7」の「顧問弁護士に別途委任する」について、職員である「顧問弁護士」を「指定代理人」に任命する、と論理解釈すれば、当該約3億円を支出する必用はない、旨を記載している。

2 青梅市においては、輝かしい経歴を持つ橋本勇弁護士が非常勤特別職の「顧問弁護士」として報酬年額予算180万円を受嘱しているから、地方自治法153条に基づいて「指定代理人」に任命することができる。

にもかかわらず青梅市長は、これをせず、「青梅市顧問弁護士要綱」の「7」の「顧問弁護士に別途委任する」という規定を、青梅市と「顧問弁護士と別途委任する」と解釈して、青梅市の非常勤特別職の職員として公人である「顧問弁護士」を私人弁護士に変身させて、民法521条(契約自由の原則)の「契約」を行い、非常勤特別職の報酬と、私人としての訴訟代理人「契約」の二重の報酬支出を行うという、不必要な公金の支出をしている疑義がある。

3 仮に、原因事実と同様の事件が発生した場合には、「訴訟代理人弁護士」との「契約」という青梅市と同様に関係法令の解釈運用をすれば、「弁護士費用3億5000万円を支払うことになる。

4 「弁護士費用3億5000万円」支出を回避する為には、延用する、弁護士法第3条及び地方自治法第153条を論理的に解釈し、違法な解釈の是正措置が必用である。

